2025年(令和7年)以後の適用 保険実務コース改正一覧

項目	
2025年度	詳 細 内 容
健康保険証	健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナン
	バーカードで医療機関等を受診していただく仕組みに移行します。
保険体系【P.1】	※既に保有している健康保険証は、令和7年12月1日まで使用することが
社会保険実務	できます。
[P.1]	
	※ 上記の改正は、令和6年12月2日以降から適用されます。
電子申請の義務化	労働者死傷病報告をはじめとした報告事項が改正され、電子申請が義
	務化されました。
労働保険実務	
【P.28】	※ 上記の改正は、令和6年1月1日以降から適用されます。
就業手当の廃止	安定した職業以外の職業に早期再就職した場合の手当として支給されて
	いた「就業手当」が廃止されます。
労働保険実務	
[P.56]	※ 上記の改正は、令和7年4月1日以降から適用されます。
高年齢雇用継続給	高年齢雇用継続給付は、従来は、65 歳に到達するまでの期間におい
付の給付率見直し	て、60 歳以後の各月の賃金の 15%が支給されていましたが、法改正によ
	り、給付率が 15%から 10%に引き下げられます。
保険体系【P.114】	https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r06/r6ryougakuhyou3gatukara/
労働保険実務	
[P.62]	※ 上記の改正は、令和7年4月1日以降から適用されます。
雇用保険料率の変	令和7年度の雇用保険料率は、令和6年度と比較して1/1,000(内、従業員
更	負担0.5/1,000)引き下げられます。
労働保険実務	※ 上記の改正は、令和7年4月1日以降から適用されます。
[P.80]	
就業促進定着手当	「就業促進定着手当」は、基本手当受給者が早期再就職し、再就職後6
の見直し	か月間定着した場合に、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた
W KI ID BY	者について、低下した賃金の6か月分を支給する制度です。
労働保険実務	現状、支給残日数の 40%相当額が支給上限となっておりましたが、令和
雇用保険関係	7年4月以降、上限が支給残日数の20%に引き下げられます。
	※ 上記の改正は、令和7年4月1日以降から適用されます。

2025年(令和7年)以後の適用 保険実務コース改正一覧

項目	詳細内容
2025年度	计 州 73 台
出生後休業支援給	「出生後休業支援給付金」とは、子の出産直後の一定期間内(男性は子
付金の創設	の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内)に、夫婦が共に14日
	以上の育児休業(出生後休業)を取得した場合において、最大で28日間、
労働保険実務	休業前の賃金の13%相当額を支給する給付金です。
雇用保険関係	
	https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001372778.pdf
	※ 上記の改正は、令和7年4月1日以降から適用されます。
育児時短就業給付	「育児時短就業給付金」とは、従業員が、2歳未満の子を養育するため
金の創設	に、所定労働時間を短縮して就業をした場合(時短勤務をした場合)におい
	て、時短勤務中に支払われた賃金額の10%相当額を支給する給付金で
労働保険実務	す。
雇用保険関係	
	https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001395073.pdf
	※ 上記の改正は、令和7年4月1日以降から適用されます。